

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

本会は、全ての職員が安心して長く働き続け、個々の能力を十分発揮できる働きやすい環境整備及び仕事と子育ての両立を図ることを目的に以下の行動計画を策定する。

1 行動計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 目 標

(1) 出産、子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援する研修を行う。

(対 策)

- ・ 本会の出産、子育てに関連する休暇等について研修を行う。
- ・ 次世代育成支援に係る研修を行う。

(2) 男性職員の育児休暇取得を1名以上とする。

(対 策)

- ・ 新たに子供が生まれる職員へ周知を徹底する。

(3) 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

(対 策)

- ・ 夏季休暇時に長期の連続休暇取得促進を働き掛ける。